

資本金

問題集p.69

資本金

：株式を発行し、株主が会社に対して払い込んだ財産の額。原則、その全額が資本金となる。(3級)

財務会計では、「原則以外」の取引について出題される。

L3「会社法により払込金額の2分の1以内の金額は資本金に計上しないことも認められる。」

例 18-2(3)

静岡商事株式会社は、取締役会の決議により、株式200株を1株の払込金額¥120,000で発行し、全額の引き受け・払い込みを受け、払込金は当座預金とした。ただし、**会社法に規定する最高限度額を資本金に計上しない**ことにした。

仕訳

当座預金 24,000,000 / 資本金 12,000,000
資本準備金 12,000,000

会社法で規定された「払込金額の2分の1まで資本金に入れなくても良い」とあるので、資本金に計上しない最高限度額は2分の1となる。

資本金に入れなない場合は、**資本準備金**に入れる。

資本金の増加

資本金は、株式を発行して増加させることが出来る。また、資本金以外の純資産(資本)の勘定を取り崩し、資本金を増加することも出来る。

資本金以外の純資産(資本)の勘定：資本準備金・その他資本剰余金・利益準備金・その他利益剰余金

復習(2級)：会社設立の際、株式発行にかかった諸費用→ **「創立費」**
会社設立後、増資の際にかかった諸費用→ **「株式発行費」**

※仕訳問題で出ます。前ページの仕訳とあわせて出題されます。

資本金の減少

会社の資金が足りなくなったとき(繰越利益剰余金がマイナス)などの時、資本金を取り崩して、てん補することがある。

例：株主総会の決議に基づいて、資本金5,000,000を減少させて、繰越利益剰余金勘定の借方残高¥5,000,000をてん補した。

仕訳

資 本 金	5, 0 0 0, 0 0 0	／	その他資本剰余金	5, 0 0 0, 0 0 0
その他資本剰余金	5, 0 0 0, 0 0 0	／	繰越利益剰余金	5, 0 0 0, 0 0 0

資本金から繰越利益剰余金に直接振り替えることは出来ない。資本金を減少させるときは、必ず一度、「その他資本剰余金」勘定に振り替えて、そこから繰越利益剰余金勘定に振り替えなければならない。By会社法

また、株主総会の決議によっては、資本準備金を増加させることがある。

基本的には、**資本金を減少させるときは、
資本金／その他資本剰余金**
で、1セットと考える。